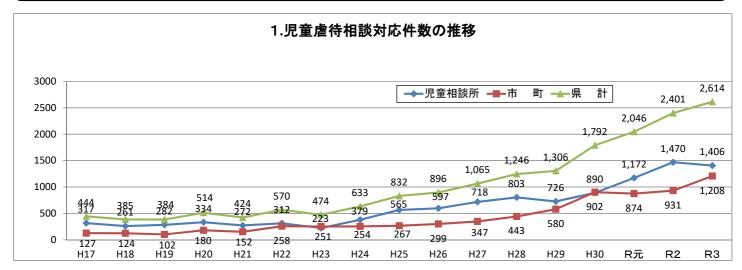
- ○令和3年度における県内3か所の児童相談所の児童虐待相談対応件数は1,406件。昨年度の1,470件から64件減少(▲4.4%)。
- 〇児童虐待への社会的関心の高まりを背景に依然高い水準にある。また、児童の面前での配偶者への暴力事案に係る警察からの通告が近年増加。
- 〇市町が単独で対応した案件を含めた県全体の件数は2,614件。昨年度の2,401件から213件増加(+8.9%)し、過去最多を更新。



年	度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
児童村	目談所	317	261	282	334	272	312	223	379	565	597	718	803	726	890	1,172	1,470	1,406
市	田	127	124	102	180	152	258	251	254	267	299	347	443	580	902	874	931	1,208
県	計	444	385	384	514	424	570	474	633	832	896	1,065	1,246	1,306	1,792	2,046	2,401	2,614
全	国	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	※ 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660

^{※1.} 児童福祉法の改正により、平成17年度から住民に身近な窓口として市町も児童家庭相談の対応窓口として位置づけられた。

2. 児童相談所別の相談件数

	福祉総合支	援センター	東予子ども・	女性	支援センタ	_	南予子ども・	女性	支援センター	- [合 計			
平成28年度	516 (64.3%)	234	(29.1%)	53	(6.6%)	803	(100.0%)
平成29年度	423 (58.3%)	229	(31.5%)	74	(10.2%)	726	(100.0%)
平成30年度	516 (58.0%)	277	(31.1%)	97	(10.9%)	890	(100.0%)
令和元年度	749 (63.9%)	302	(25.8%)	121	(10.3%)	1,172	(100.0%)
令和2年度	989 (67.3%)	376	(25.6%)	105	(7.1%)	1,470	(100.0%)
令和3年度	970 (69.0%)	303	(21.5%)	133	(9.5%)	1,406	(100.0%)
(2⇒3増減)	(▲19)	(+1.7p)	(▲73)		(▲4.1p)		(+28)		(+2.4p)		(▲64)			

3. 児童相談所での相談内容別件数

【児童虐待の種別】

100 mm / 10 mm / 10 mm /	***
身体的虐待	殴る。蹴る。投げ落とす。激しく揺さぶる。火傷を負わせる。溺れさせる。首を絞める。縄などにより一室に拘束する。など
ネグレクト	家に閉じ込める。食事を与えない。ひどく不潔にする。自動車の中に放置する。重い病気になっても病院に連れて行かない。など
性的虐待	子どもへの性的行為。性的行為を見せる。性器を触る又は触らせる。ポルノグラフティの被写体にする。など
心理的虐待	言葉による脅し。無視。兄弟間での差別的扱い。子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)。など

【相談内容別件数の推移】

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合 計
平成28年度	231 (28.8%)	142 (17.7%)	6 (0.7%)	424 (52.8%)	803 (100.0%)
平成29年度	216 (29.7%)	150 (20.7%)	7 (1.0%)	353 (48.6%)	726 (100.0%)
平成30年度	267 (30.0%)	159 (17.9%)	15 (1.7%)	449 (50.4%)	890 (100.0%)
令和元年度	336 (28.7%)	185 (15.8%)	20 (1.7%)	631 (53.8%)	1,172 (100.0%)
令和2年度	338 (23.0%)	253 (17.2%)	17 (1.2%)	862 (58.6%)	1,470 (100.0%)
令和3年度	319 (22.7%)	224 (15.9%)	24 (1.7%)	839 (59.7%)	1,406 (100.0%)
(2⇒3増減)	(▲19) (▲0.3p)	(▲29) (▲1.3p)	(+7) (+0.5p)	(▲ 23) (+1.1p)	(▲64)

^{※2.} 平成22年度の数値は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

4. 相談経路別件数

	家族	親戚	近隣• 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	合 計
平成28年度	54	5	174	1	70	6	0	19	6	390	46	32	803
十成20千皮	(6.7%)	(0.6%)	(21.7%)	(0.1%)	(8.7%)	(0.7%)	(0.0%)	(2.4%)	(0.7%)	(48.6%)	(5.7%)	(4.0%)	(100.0%)
平成29年度	33	13	127	3	57	5	0	25	6	331	55	71	726
十成29千皮	(4.5%)	(1.8%)	(17.5%)	(0.4%)	(7.9%)	(0.7%)	(0.0%)	(3.4%)	(0.8%)	(45.6%)	(7.6%)	(9.8%)	(100.0%)
平成30年度	63	9	158	9	61	3	1	23	9	431	80	43	890
十成30千皮	(7.1%)	(1.0%)	(17.8%)	(1.0%)	(6.9%)	(0.3%)	(0.1%)	(2.6%)	(1.0%)	(48.4%)	(9.0%)	(4.8%)	(100.0%)
令和元年度	57	16	212	6	50	1	1	24	4	589	99	113	1,172
节和九千皮	(4.9%)	(1.4%)	(18.1%)	(0.5%)	(4.3%)	(0.1%)	(0.1%)	(2.0%)	(0.3%)	(50.3%)	(8.4%)	(9.6%)	(100.0%)
令和2年度	50	24	231	9	68	1	1	26	19	849	104	88	1,470
卫和乙千及	(3.4%)	(1.6%)	(15.7%)	(0.6%)	(4.6%)	(0.1%)	(0.1%)	(1.8%)	(1.3%)	(57.7%)	(7.1%)	(6.0%)	(100.0%)
今 和0左座	54	48	196	13	80	0	0	23	15	799	113	65	1,406
令和3年度 (2⇒3増減)	(3.9%)	(3.4%)	(14.0%)	(0.9%)	(5.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.6%)	(1.1%)	(56.8%)	(8.0%)	(4.6%)	(100.0%)
(2 321/94)	(+4)	(+24)	(▲35)	(+4)	(+12)	(▲1)	(▲1)	(▲3)	(▲4)	(▲50)	(+9)	(▲23)	(▲64)

5. 被虐待児の年齢別件数

				6~12歳	13~15歳	10-10-	
	0~2歳	3~5歳 (学齢前)	0~5歳計	(小学生)	(中学生)	16~18歳 (高校生等)	合計
平成28年度	174	156	330	341	96	36	803
十八人20千尺	(21.7%)	(19.4%)	(41.1%)	(42.5%)	(11.9%)	(4.5%)	(100.0%)
平成29年度	162	134	296	291	101	38	726
十成29千及	(22.3%)	(18.5%)	(40.8%)	(40.1%)	(13.9%)	(5.2%)	(100.0%)
平成30年度	188	183	371	361	118	40	890
十成30千度	(21.1%)	(20.6%)	(41.7%)	(40.6%)	(13.2%)	(4.5%)	(100.0%)
令和元年度	247	215	462	501	159	50	1,172
71111111111111111111111111111111111111	(21.1%)	(18.3%)	(39.4%)	(42.7%)	(13.6%)	(4.3%)	(100.0%)
令和2年度	288	283	571	588	204	107	1,470
7144人	(19.6%)	(19.2%)	(38.8%)	(40.0%)	(13.9%)	(7.3%)	(100.0%)
△和○左座	284	296	580	559	193	74	1,406
令和3年度 (2⇒3増減)	(20.2%)	(21.0%)	(41.2%)	(39.8%)	(13.7%)	(5.3%)	(100.0%)
(2 : 5 / 1 / 1 / 1 / 1	(▲4)	(+13)	(+9)	(▲29)	(▲11)	(▲33)	(▲64)

6. 主な虐待者

	実父	義父	実母	義母	その他	合 計
平成28年度	290	79	398	7	29	803
十成20千及	(36.1%)	(9.8%)	(49.6%)	(0.9%)	(3.6%)	(100.0%)
平成29年度	262	50	367	1	46	726
十八23千尺	(36.1%)	(6.9%)	(50.6%)	(0.1%)	(6.3%)	(100.0%)
平成30年度	365	56	416	6	47	890
十成30千度	(41.0%)	(6.3%)	(46.7%)	(0.7%)	(5.3%)	(100.0%)
令和元年度	477	91	522	11	71	1,172
市和九千皮	(40.7%)	(7.8%)	(44.5%)	(0.9%)	(6.1%)	(100.0%)
令和2年度	565	117	708	15	65	1,470
7和2千尺	(38.4%)	(8.0%)	(48.2%)	(1.0%)	(4.4%)	(100.0%)
人和0左 库	558	114	654	7	73	1,406
◆和3年度 (2⇒3増減)	(39.7%)	(8.1%)	(46.5%)	(0.5%)	(5.2%)	(100.0%)
(2 321/10)	(▲7)	(▲3)	(▲54)	(▲8)	(+8)	(▲64)

7. 対応状況

	施設等 入所措置	継続指導 等	その他	合 計	一時保護 (委託含む)
平成28年度	36	758	9	803	115
十成20千皮	(4.5%)	(94.4%)	(1.1%)	(100.0%)	(14.3%)
平成29年度	25	685	16	726	138
十成23千皮	(3.4%)	(94.4%)	(2.2%)	(100.0%)	(19.0%)
平成30年度	53	819	18	890	157
十成30千度	(6.0%)	(92.0%)	(2.0%)	(100.0%)	(17.6%)
令和元年度	28	1,122	22	1,172	173
节和几千皮	(2.4%)	(95.7%)	(1.9%)	(100.0%)	(14.8%)
令和2年度	44	1,417	9	1,470	249
卫和2千及	(3.0%)	(96.4%)	(0.6%)	(100.0%)	(16.9%)
人和0 左座	40	1,357	9	1,406	254
令和3年度 (2⇒3増減)	(2.9%)	(96.5%)	(0.6%)	(100.0%)	(18.1%)
(L) Jang/	(▲4)	(▲60)	(±0)	(▲64)	(+5)

県内市町における児童虐待相談対応の状況

1. 令和3年度市町別の児童虐待相談対応状況

		松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	鬼北町	松野町	愛南町	合計
J	己童虐待相談	1,139	90	51	28	82	62	42	12	17	31	20	0	5	14	10	3	1	0	0	6	1,613
相談	児童相談所	25	0	8	0	3	7	3	7	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	65
組出	児童相談所以外	1,114	90	43	28	79	55	39	5	11	26	20	0	5	14	10	3	1	0	0	5	1,548
7	町単独対応件数	1,072	47	2	7	0	42	13	0	4	0	1	0	4	9	4	0	1	0	0	2	1,208
	令和2年度	821	62	2	6	2	14	10	2	5	1	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	931
~ 参	令和元年度	750	52	0	12	22	14	7	2	1	1	6	0	3	3	1	0	0	0	0	0	874
	平成30年度	764	48	3	16	19	10	3	9	0	3	0	0	4	18	4	0	0	0	0	1	902
考	平成29年度	418	38	5	15	15	15	7	44	0	8	6	0	1	2	1	4	0	0	0	1	580
	平成28年度	343	14	0	15	19	15	9	0	2	4	9	0	1	2	1	8	0	0	0	1	443

2. 児童相談所管内別の相談対応件数

	福祉総合支援センター	東予子ども・女性支援センター	南予子ども・女性支援センター	合 計
平成28年度	402 (90.8%)	36 (8.1%)	5 (1.1%)	443 (100.0%)
平成29年度	536 (92.4%)	30 (5.2%)	14 (2.4%)	580 (100.0%)
平成30年度	866 (96.0%)	29 (3.2%)	7 (0.8%)	902 (100.0%)
令和元年度	836 (95.7%)	37 (4.2%)	1 (0.1%)	874 (100.0%)
令和2年度	905 (97.2%)	21 (2.3%)	5 (0.5%)	931 (100.0%)
令和3年度	1,158 (95.9%)	46 (3.8%)	4 (0.3%)	1,208 (100.0%)
(2⇒3増減)	(+253) (▲1.3p)	(+25) (+1.5p)	(▲1) (▲0.2p)	(+277)

3. 内容別の相談対応件数

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合 計
平成28年度	109 (24.6%)	157 (35.5%)	1 (0.2%)	176 (39.7%)	443 (100.0%)
平成29年度	169 (29.1%)	137 (23.6%)	1 (0.2%)	273 (47.1%)	580 (100.0%)
平成30年度	281 (31.1%)	191 (21.2%)	1 (0.1%)	429 (47.6%)	902 (100.0%)
令和元年度	289 (33.1%)	135 (15.4%)	1 (0.1%)	449 (51.4%)	874 (100.0%)
令和2年度	298 (32.0%)	158 (17.0%)	2 (0.2%)	473 (50.8%)	931 (100.0%)
令和3年度	338 (28.0%)	190 (15.7%)	3 (0.3%)	677 (56.0%)	1,208 (100.0%)
(2⇒3増減)	(+40) (▲4.0p)	(+32) (▲1.3p)	(+1) (+0.1p)	(+204) (+5.2p)	(+277)

4. 被虐待児童の年齢別件数

				6~12歳	13~15歳	16~18歳	
	0~2歳	3~5歳【学齢前)	0~5歳計	(小学生)	(中学生)	(高校生等)	合 計
平成28年度	108	99	207	178	45	13	443
十成20千度	(24.4%)	(22.3%)	(46.7%)	(40.2%)	(10.2%)	(2.9%)	(100.0%)
平成29年度	133	127	260	222	70	28	580
十成29千度	(22.9%)	(21.9%)	(44.8%)	(38.3%)	(12.1%)	(4.8%)	(100.0%)
平成30年度	250	278	528	270	65	39	902
十成30千度	(27.7%)	(30.8%)	(58.5%)	(30.0%)	(7.2%)	(4.3%)	(100.0%)
令和元年度	214	235	449	303	92	30	874
ア和ル十度	(24.5%)	(26.9%)	(51.4%)	(34.7%)	(10.5%)	(3.4%)	(100.0%)
令和2年度	201	276	477	314	99	41	931
71年度	(21.6%)	(29.7%)	(51.3%)	(33.7%)	(10.6%)	(4.4%)	(100.0%)
人和0 左座	274	342	616	407	146	39	1,208
◆ 令和3年度 (2⇒3増減)	(22.7%)	(28.3%)	(51.0%)	(33.7%)	(12.1%)	(3.2%)	(100.0%)
(と一〇垣が)	(+73)	(+66)	(+139)	(+93)	(+47)	(▲2)	(+277)

5. 主な虐待者

	実父	義父	実母	義母	その他	合計
亚战20年度	91	26	284	2	40	443
平成28年度	(20.5%)	(5.9%)	(64.1%)	(0.5%)	(9.0%)	(100.0%)
平成29年度	155	26	368	5	26	580
十成29千及	(26.7%)	(4.5%)	(63.4%)	(0.9%)	(4.5%)	(100.0%)
平成30年度	223	37	592	1	49	902
干成30年度	(24.7%)	(4.1%)	(65.7%)	(0.1%)	(5.4%)	(100.0%)
公和二左 曲	285	31	500	3	55	874
令和元年度 一	(32.6%)	(3.6%)	(57.2%)	(0.3%)	(6.3%)	(100.0%)
令和2年度	247	51	551	4	78	931
71424度	(26.5%)	(5.5%)	(59.2%)	(0.4%)	(8.4%)	(100.0%)
今和 0年度	368	74	684	5	77	1,208
十 令和3年度 【 (2⇒3増減)	(30.5%)	(6.1%)	(56.6%)	(0.4%)	(6.4%)	(100.0%)
(五一〇年)以	(+121)	(+23)	(+133)	(+1)	(▲1)	(+277)

令和3年度被措置児童等虐待(子育て支援課所管分)の状況について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30の規定に基づき、令和3年度の愛媛県における被措置児童等虐待の状況について、次のとおり公表します。

1 虐待案件受理の状況

受理件数			内訳		
新規	継続	計	虐待該当	非該当	調査継続
5件	一件	5件	1件	4件	一件

2 被措置児童等虐待の状況

(1) 被害児童等の性別

男子	女子
1名	一名

(2) 被害児童等の年齢層

乳幼児	小学生	中学生	高校生
1名	一名	一名	一名

(3) 虐待の類型

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
1件	一件	一件	一件

(4) 施設種別

社会的養護関係施設	里親等	一時保護施設等
1件	一件	-件

(5) 加害者の職種

施設職員	里親等	一時保護所職員
1件	一件	一件

(6) 県が講じた措置

(a) We the cities	
口頭による指導	一件
文書による指導 (再発防止のための報告書類の提出)	1件
事業の停止	一件

児童福祉法

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行規則

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる被措置児童等虐待があった施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種類
- イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
- ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
- ハ 障害児入所施設等及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
- 二 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
- 2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の種類